仕　様　書

１　業務名
高等学校用プロジェクタ設置等業務
※　Ａ・Ｂブロック共通

２　担当課
札幌市教育委員会 総務部 学校支援課 ICT推進担当
・所在　札幌市中央区北２条西２丁目　STV北２条ビル５階
・電話　011-211-3826

３　業務履行期間
契約日 ～ 令和９年３月31日（水）

４　業務対象校
別紙１「対象校一覧」のとおり

５　業務対象機器
別紙２「対象校別納入数量一覧」のとおり

６　業務概要
市立の高等学校（全７校）において、「高等学校用プロジェクタ」等にて納入される機器について、下記の作業を実施する。
・プロジェクタ設置作業
超短焦点プロジェクタ及びプロジェクタについて、別紙３「プロジェクタ設置場所一覧」に記載の場所に金具等で固定し、教育用ネットワークの無線LANに接続設定を行う。

７　業務内容
・プロジェクタ設置作業
ア　プロジェクタの取付
超短焦点プロジェクタ及びプロジェクタについて、別紙３「プロジェクタ設置場所一覧」に示す教室において、対象校が指定する場所に金具等を使って固定すること。
イ　配線
電源ケーブルや映像ケーブル等（当該ケーブル類は、受託者が用意。）の配線を行うこと。配線にあたってはケーブルを束ね、露出することがないようカバーで覆うこと。映像ケーブルの入力端子（インターフェースボックスや情報コンセント等）は、黒板横等に延伸し、PC機器等と手元で接続ができること。
ウ　無線LAN設定
対象校が指定する教育用ネットワークの無線LANへの接続設定を行うこと。
エ 周辺機器の接続
発注者が支給するワイヤレスHDMI送受信機（受信機）を、プロジェクターのHDMI端子および給電用USBポート（または電源）に接続し、落下しないようプロジェクター本体または金具等に適切に固定すること。
オ　動作確認
機器の設定後、有線（HDMIケーブル）および無線（支給するワイヤレスHDMI送受信機）にてPC等の画面を投影し、正常に映像・音声が出力されることを確認すること。
カ　梱包資材等の廃棄
（ｱ）　梱包材、段ボールとそれ以外に分別した上で校内の指定廃棄場所に搬送すること。（セットアップガイド、購入証明書等の付属品については各校に引き渡すこと）
（ｲ）　梱包材の廃棄処理については、各校にて実施するため、不要とする。
キ　取付に要する金具等
（ｱ）　受託者は、別紙２「更新対象校別納入数量一覧」に示す「超短焦点プロジェクタ」の設置

のため、以下の要件を満たす壁掛金具を用意すること。
ａ　屋内かつ壁面設定できること。
ｂ　委託者が用意する超短焦点プロジェクタ（EB-760Wi）にて使用できるよう耐荷重及びケーブル配線等が設計された製品であること。
ｃ　超短焦点プロジェクタに加工等行うことなくネジ等により着脱が行えること。
ｄ　超短焦点プロジェクタの落下防止を防ぐため、壁掛金具と超短焦点プロジェクタを繋ぐセーフティーワイヤーを同梱すること。
ｅ　壁面への固定が行えること。
ｆ　プロジェクタ本体のメーカー純正品、または純正品と同等以上の安全性・耐久性を有し、当該金具の使用によってプロジェクタ本体のメーカー製品保証が適用外とならない製品であること。

（ｲ）　受託者は、別紙２「更新対象校別納入数量一覧」に示す「プロジェクタ」の設置のため、以下の要件を満たす天吊金具を用意すること。
ａ　屋内かつ天井設定できること。
ｂ　委託者が用意するプロジェクタ（EB-W55）にて使用できるよう耐荷重及びケーブル配線等が設計された製品であること。
ｃ　プロジェクタに加工等行うことなくネジ等により着脱が行えること。
ｄ　４カ所以上のネジ穴により、天井への固定が行えること。
ｅ　プロジェクタ本体のメーカー純正品、または純正品と同等以上の安全性・耐久性を有し、当該金具の使用によってプロジェクタ本体のメーカー製品保証が適用外とならない製品であること。

⑶　その他
ア　作業終了後、対象校立会いのもと機器の操作説明を行うこと。
イ　本業務の履行にあたり、その業務内容に不明な点がある場合もしくは本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当課と協議の上、業務を実施すること。

８　提出書類等
⑴　業務日程表
契約締結後、速やかに業務着手日及び完了予定日を記載した業務日程表（様式は別途提示）を提出すること。また、各対象校との日程調整後は、速やかに作業予定の報告を行うこと。
⑵　業務責任者等指定通知書及び誓約書
契約締結後、速やかに本業務に関わる責任者の指定通知書（様式は別途提示）を提出すること。
また、本業務において情報資産を適切に取り扱う旨の誓約書（様式は別途提示）をあわせて提出すること。
⑶　業務完了届
業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること。
⑷　その他
上記に示す書類のほか、委託者が必要とするものは、担当課の指示により、その都度提出すること。

９　その他留意事項
⑴　業務日時については、事前に設置校と協議をすること。なお、設置校において各機器を使用できるようになるまでの期間を可能な限り短くするため、既存機器の撤去作業を行う事業者と調整をしながら、設置作業をスムーズに進めるよう努めること。
⑵　作業にあたっては、設置校の校務や教育活動等に支障が生じないように学校長等と十分に連携を図ること。
⑶　上記５で示した業務対象機器は、原則として令和９年１月28日までに順次納入が完了する予定であるが、納入期間が前後した場合も作業順序を組み替える等の工夫をして、柔軟に対応すること。
⑷　機器の設置、配線及び設定等に際して必要な資材等（プロジェクタ固定金具、電源ケーブル、映像ケーブル、OAタップ（別紙２「対象校別納入数量一覧」に示す委託者が用意するものを除

く）、モール等）については、受託者にて用意すること。資材等について不明な点は担当課に確認すること。
⑸　受託者及び受託者の作業従事者は、作業場所における防災、保安等に協力すること。
⑹　業務の進捗状況について、担当課に適宜報告し指示を受けること。
⑺　事故や機器の故障等が発生した場合は、速やかに担当課に報告し指示を受けること。なお、受託者の過失により機器が故障した場合は、受託者により修繕対応を行なうこと。
⑻　受託者の社名及び担当者等が変更になった場合、遅滞無く担当課に連絡すること。
⑼　その他業務実施にあたって疑義が生じたときは、担当課と協議の上行うこと。

別紙１

対象校一覧【高等学校用プロジェクタ】

契約 ブロック	学校名	所在地	学校番号	電話番号
A	旭丘高等学校	札幌市中央区旭ヶ丘６丁目５－18	41001	011-561-1221
	平岸高等学校	札幌市豊平区平岸５条18丁目１－２	45001	011-812-2010
	啓北商業高等学校	札幌市南区石山１条２丁目15－１	46002	011-591-2021
	藻岩高等学校	札幌市南区川沿３条２丁目１－１	46001	011-571-7811
B	大通高等学校	札幌市中央区北２条西11丁目１－１	41004	011-251-0229
	新川高等学校	札幌市北区新川５条14丁目１－１	42001	011-761-6111
	清田高等学校	札幌市清田区北野３条４丁目６－１	45501	011-882-1811

高等学校プロジェクタAB　機器構成表

機　器　等	メーカー	製品名	型　番	数量					数量			
				計	旭丘高	平岸高	啓北商業高	藻岩	計	大通高	新川高	清田高
4 機器構成												
(1) 超短焦点プロジェクタ	エプソン	EB－760WI 超短焦点プロジェクタ	EB-760WI	52	24	10	12	6	0	0	0	0
(2) プロジェクタ	エプソン	EB－W55 プロジェクタ	EB-W55	0	0	0	0	0	46	17	24	5
(3) インターフェースボックス	エプソン	ELPCB03N インターフェースボックス	ELPCB03N	52	24	10	12	6	0	0	0	0
(4) マグネットスクリーン	泉	ケースー体型マグネットスクリーン	WOL-GX80V	42	24	0	12	6	26	17	0	9
(5) ワイヤレスHDMI送受信機	エレコム	ワイヤレスHDMI送受信機	DH-CW4K110BK	52	24	10	12	6	46	17	24	5

別紙３

プロジェクタ設置場所一覧【高等学校用プロジェクタ　設置等業務　Ａブロック】

学校名	超短焦点プロジェクタ	設置場所		
		階	教室	台数
旭丘高等学校	24台	２階	B231～234、C211～218	12台
		３階	B335～338、C321～328	12台
平岸高等学校	10台	２階	３年１～８組	8台
		３階	２年１～２組	2台
啓北商業高等学校	12台	２階	３年A～F組	6台
		３階	２年A～F組	6台
藻岩高等学校	6台	３階	2年1組 ～ 2年6組	6台
計	52台	-	-	52台

プロジェクタ設置場所一覧【高等学校用プロジェクタ　設置等業務　Ｂブロック】

学校名	プロジェクタ	設置場所		
		階	教室	台数
大通高等学校	17台	１階	Doriスペース	1台
		２階	211	1台
		３階	302～308	7台
		４階	402～408	7台
		５階	521	1台
新川高等学校	24台	２階	３年１～８組	8台
		３階	２年１～８組	8台
		４階	１年１～８組	8台
清田高等学校	5台	３階	歴史教室	1台
		４階	401～403教室、数学教室	4台
計	46台	-	-	46台